

老人保健対象者の方（75歳以上、一定の障がいがある方は65歳以上の方）へ

平成20年4月実施

後期高齢者医療保険料のお知らせ

3月下旬に後期高齢者医療被保険者証（保険証）が送付されます

現在、老人医療受給対象者の方（75歳以上、寝たきり等一定の障がいがある方は65歳以上）は、今加入している医療保険（国保、社会保険、共済組合等）から3月31日をもって脱退し、4月から『後期高齢者医療制度』で医療を受けることとなります。

なお、加入に関する手続き（申請書の提出等）は必要ありません。

- ◎問合せ先
- 市役所本庁保険課 ☎62・111・18
  - 保険課（本庁窓口） ☎62・111・17
  - 合川支所市民福祉課 ☎78・211・13
  - 森吉支所市民福祉課 ☎72・311・15
  - 阿仁支所市民福祉課 ☎82・211・13

保険料の徴収が始まります

1月1日現在で国民健康保険・国保組合に加入されている方

年額18万円以上の年金を受けとっている方は、4月15日の年金支給日から、介護保険料と同様に年金から天引きされることとなります（特別徴収）。  
それ以外の方は、納付書や口座振替等により市町村に納めることとなります（普通徴収）。  
※介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合は、普通徴収となります。

3月31日現在で社会保険等の加入者本人である方  
7月に、保険料額決定通知書と納入通知書（納付書等）が送付されます。特別徴収の対象となる方は、1期から3期まで（7月から9月まで）納付書や口座振替等により市町村へ納め、10月からは年金より天引きとなります。

3月31日現在で社会保険等の扶養者である方  
10月に、保険料額決定通知書と納入通知書（納付書等）が送付されます。1期から3期まで（7月から9月まで）は保険料の徴収がありません。

特別徴収の対象者の方には、4月上旬に仮徴収額決定通知書と特別徴収開始通知書が送付されます。

年金支給月	平成20年4月	平成20年6月	平成20年8月	平成20年10月	平成20年12月	平成21年2月
-------	---------	---------	---------	----------	----------	---------

普通徴収の対象者の方には、7月上旬に保険料額決定通知書と納入通知書（納付書等）が送付されます。納期は全部で8期あります。

年月	平成20年						平成21年	
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
納期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

10月から、特別徴収の方は年金より天引きとなり、普通徴収の方は、納付書や口座振替等によって納めることとなります。

以下の「国保加入者」の方は制度変更が行われます

70～74歳の方の医療費自己負担（前期高齢者）

昨年の制度改正では、70～74歳の方の医療費自己負担については、平成20年4月から「2割負担」に見直されることとされていたものを、平成21年3月までの1年間、医療費自己負担が「1割負担」に据え置かれます。  
平成20年4月から医療機関等で使用する「前期高齢受給者証」については、3月下旬に郵送します。  
※一定以上所得者及び後期高齢者医療制度の対象となる一定の障がい認定を受けた方は除く。

**1割負担**  
74歳～70歳

65～74歳の退職者医療国保（ねずみ色）に加入の方へ

平成20年4月より健康保険制度の改正により保険証が変わります。  
平成20年4月から医療機関等で使用する「国民健康保険証」（ラベンダー色）については、3月下旬に郵送します。  
なお、平成20年4月以降に65歳に到達する上記の該当者の方へは有効期限の前に随時郵送します。

【新しい「前期高齢受給者証」「国民健康保険証」が届いたら、古いものは有効期限等を確認し、破棄してください】

被保険者証（保険証）が変わります

平成20年3月まで

国保や社会保険、共済組合等に参加しながら『老人保健医療制度』で医療を受けます。

保険証

老人保健医療受給者証



- 医療機関窓口で掲示するもの -
- ・ 加入している医療保険の保険証
- ・ 老人保健医療受給者証など

後期高齢者医療制度 スタート

平成20年4月から

75歳以上（一定の障がいがある方は65歳以上）の方のみの医療制度『後期高齢者医療制度』で医療を受けます。



- 医療機関窓口で掲示するもの -
- ・ 新たに発行される後期高齢者医療の保険証など

- 新しい保険証は、3月下旬にお手元に届きます。4月1日からは新しい保険証を医療機関窓口で持参して受診してください。
- 現在持っている保険証、老人保健医療受給者証については、各保険者の指示にしたがって処理してください。

※現在65歳～74歳の老人保健医療受給対象者の方（障がい認定を受けている方）  
後期高齢者医療制度に加入し、被保険者となりますが、あらかじめ市町村に対し、障がい認定の申請を撤回する申し出を行った場合には、後期高齢者医療制度の被保険者とならず、引き続き、国保や社会保険等で医療を受けることができます。